

(目的)

第1条 この規程は、北九州工業高等専門学校学則(昭和50年規則第1号。以下「学則」という。)

第41条に規定する懲戒に関し、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の種類及び内容)

第2条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 退学 学生としての身分を失わせること。

(2) 停学 30日以内の一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

(3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

2 前項第2号に規定する停学のうち、30日以内の停学は有期停学と称し、確定期限を付すものとし、30日を超える停学は無期停学と称し、確定期限を付さないものとする。

3 第1項第2号の停学の期間は、学則第7条及び第58条に定める在学期間を含め、修業年限には含めない。ただし、30日以内の停学については、修業年限に含めることができる。

(嚴重注意等)

第3条 学生が、前条に規定する懲戒に至らない程度の行為を行った場合は、教務主事、学生主事又は寮務主事(以下「教務主事等」という。)及び主事補、学級担任又は学生相談室員(以下「主事補等」という。)は、口頭又は文書による嚴重注意、家庭訪問、教育指導(以下「嚴重注意等」という。)を行うものとする。なお、処分なしの判断も含む。

(定期試験等における不正行為)

第4条 定期試験等における不正行為及びその懲戒については、別紙1のとおり定める。なお、定期試験等において不正行為を行った場合の成績の取扱いについては、北九州工業高等専門学校学業成績の評価等に関する規則(昭和53年規則第4号)第3条第6項のとおりとする。

(事案の報告)

第5条 教務主事等は、懲戒又は嚴重注意等の対象となりうる事案が生じた場合は、速やかに当該事項を取扱う委員会の主事補等と協力して事実関係を把握し、校長に報告するものとする。その際、当該学生は必要に応じて、教務主事等及び主事補等による監視を付けた状態で待機させることができる。

2 教務主事等及び主事補等は、前項の事実の確認に際しては、当該学生に対し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は弁明書を提出しない場合は、この権利を放棄したものとみなす。

3 校長は第1項の報告を受け教務主事等と協議し、懲戒が必要と判断した場合は、執行部会へ報告し意見を伺うものとする。なお、校長は協議により、懲戒に該当しないと判断した場合は、教務主事等から第3条の嚴重注意等を行うよう指示する。

(調査委員会等)

第6条 校長は、前条第3項により懲戒が必要と判断し、さらに引き続き詳しく調査が必要と判断した場合は、速やかに教務委員会、厚生補導委員会又は学生寮委員会(以下「委員会等」という。)の下に調査委員会を設置することができる。

- 2 調査委員会は、事実の確認（事情聴取を含む。）、懲戒処分の要否及び内容について調査検討を行う。
- 3 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 教務主事等のうちから校長が指名した者 1名
  - (2) 主事補等のうちから教務主事等が指名した者 若干名
  - (3) その他教務主事等が指名した者 若干名
- 4 調査委員会に委員長を置き、委員長は、校長が指名する委員をもって充てる。
- 5 調査委員会は、当該学生に対し前条2項の弁明の機会を与える。
- 6 調査委員会は、調査検討結果の報告書を作成し、校長へ報告しなければならない。あわせて執行部会に報告し意見を伺うものとする。
- 7 執行部会での協議の結果、当該学生の行為が懲戒に値すると判断した場合、学生主事は、懲戒の種類及び内容について、校長に上申する。なお、懲戒に該当しないと判断した場合、校長は教務主事等から第3条の嚴重注意等を行うよう指示する。

(運営委員会への附議等)

第7条 校長は、前条第7項の学生主事からの上申を受け、当該学生に対する懲戒を必要と認めるときは、速やかに運営委員会に懲戒処分の要否及び処分を要する場合の内容について附議するものとする。

- 2 校長は、前条第7項の学生主事からの上申を受け、必要と認めるときは、教務主事等に対して前条第1項により調査委員会を設置し再調査等を命じることができる。なお、2度目の調査委員会を設置する場合は、委員長を除き委員を交代させるものとする。

(懲戒処分の決定)

第8条 校長は、運営委員会の審議の結果、懲戒処分の必要があると認めるときは、懲戒処分を決定するものとする。

- 2 校長は、前項の決定に基づき、教務主事等に対して当該処分の内容を通知するとともに、処分の執行を命ずるものとする。

(懲戒処分の手続)

第9条 校長は、前条第1項の決定に基づき、当該学生に対して処分通知書（様式第1号）を交付し、処分の内容を通知するものとする。また、保護者に対して処分通知書の写しを送付する。

- 2 前項に定める通知を行う際には、当該学生の保護者等を召喚するものとする。
- 3 校長又は教務主事等は、第1項により懲戒処分の通知等を行った場合は、教員会議にその旨を報告するものとする。
- 4 懲戒処分の効力は、処分通知書を学生に交付したとき、又は口頭若しくは文書により通知した時点で発生するものとする。

- 5 懲戒処分を受けるべき者の所在が分からない場合は、民法（明治29年法律第89号）第98条第2項の方法により公示し、同条第3項により公示された日から2週間経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(停学期間)

第10条 懲戒の処分による停学期間の計算は、暦日計算によることとし、期間の起算は処分の効力発生日の翌日から起算する。

(懲戒等の指針)

第11条 懲戒等の対象となり得る行為、およびそれに対する懲戒等の量定基準は別紙2のとおりとする。ただし、量定の決定においては、対象となる行為の動機、結果や対応、故意・過失の度合い、他の学生や社会に与える影響等も含め総合的に勘案する。

2 過去に懲戒等を受けた者が、繰り返し懲戒等に相当する行為を行った場合は悪質であるとみなし、より重い懲戒等を行うことができる。

(再審査の申立て)

第12条 懲戒処分の通知を受けた学生は、当該処分の内容に事実の誤認がある場合、又は新たな事実の発見その他正当な理由がある場合は、校長に対して書面をもって再審査を申立てることができる。

2 前項に規定する再審査の申立ては、当該学生が懲戒処分の告知を受けた翌日から起算して10日以内に、校長に対して、書面をもって行うものとする。

3 校長は、懲戒処分を受けた学生から第1項の再審査の申立てがあった場合は、すみやかに再審査の実施要否を決定しなければならない。

4 再審査の必要がある場合は、校長は速やかに、事実関係の調査を第6条の調査委員会に命じるとともに、文書で当該学生へ通知する。

5 再審査の必要がない場合は、校長は速やかに、その旨を文書で当該学生へ通知する。

6 第4項による再審査の手続は、第6条から第7条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「前条第3項により懲戒が必要と判断し、さらに引き続き詳しく調査が必要と判断した場合は」は「学生からの再審査の申立てがあり、校長が再審査の必要があると判断した場合は」と読み替えるものとする。

(無期停学処分の解除)

第13条 教務主事等は、無期停学の処分を受けた学生について、停学の初日から起算して最長で6月を経過したのち、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、当該処分の解除が妥当であると認めた場合は、運営委員会の議を経て、処分の解除を校長に上申することができる。

2 前項の規定による上申があった場合においては、第6条から第7条までの規定を準用する。この場合において、校長が処分の解除を決定した場合の当該学生に対する処分の解除の通知は、処分解除通知書(様式第2号)により行うものとする。

3 前項に定める通知を行う際には、当該学生の保護者等を召喚するものとする。

(懲戒に関する情報の取扱い)

第14条 懲戒処分を受けた学生の氏名、学籍番号、懲戒の事由等は、校長が必要と認めた場合を除き、関係者以外には公表しないものとする。

(自宅待機)

第15条 校長は、当該事案に関与した学生から他の学生への影響を踏まえ、本校における円滑な教育活動に支障が生じると判断した場合には、第8条に規定する懲戒処分の決定前に、当該事案に関与した学生に対し、当該学生の懲戒処分が決定するまでの期間中、当該学生に対し公欠とはしない自宅待機を命ずることができる。

2 自宅待機の期間は、停学期間に通算することができる。

3 自宅待機により当該学生の安全が確保できない恐れがある、もしくは学生寮入居者である場合は、学生の安全を考慮して、必ずしも自宅での待機を要しないものとし、実家までの移動の協力ができるものとする。

(懲戒処分の記録)

第16条 校長は、懲戒処分が行われた場合は、指導要録に記録するものとする。

(逮捕拘留等の取扱い)

第17条 学生が逮捕拘留され、北九州工業高等専門学校として本人に接見できない場合であっても、本人が罪状を認めている場合は、慎重に検討した上で、懲戒処分を行うことができる。

2 前項と同様に、北九州工業高等専門学校として本人に接見できない場合で、本人が罪状を否認している場合においても、懲戒処分の手続きを開始するかどうか慎重に検討し、開始が妥当であると判断した場合は、裁判の推移等を考慮し、懲戒処分を行うことができる

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒等に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月22日から施行する。

様式第1号

処分通知書

〇〇〇〇年度入学

〇〇コース 〇年

学籍番号

氏名

北九州工業高等専門学校学則第41条の規定により、〇〇に処する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

北九州工業高等専門学校

校長 〇〇 〇〇 印

(注) 停学処分の場合は、「停学(無期)」又は「停学(日)」と明記し、有期停学の場合は期間(停学期間〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日)も明記する。

様式第2号

処分解除通知書

〇〇〇〇年度入学

〇〇コース 〇年

学籍番号

氏名

北九州工業高等専門学校学則第41条の規定により、 年 月 日から懲戒として処した停学  
(無期)を、 年 月 日をもって解除する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

北九州工業高等専門学校

校長 〇〇 〇〇 印

定期試験等における不正行為及びその懲戒について

令和 6 年 7 月 2 5 日

教務委員会

定期試験等における不正行為及びその懲戒について、以下のとおり定める。

1. 定期試験等

定期試験等とは、中間試験、定期試験、追試験、再試験、追認試験及び授業中に実施する成績評価に含まれる小テスト等とする。

2. 不正行為

不正行為とは、成績評価の公平性を損なう行為をいい、次のとおり定める。

- (1) 他人の答案を覗き見、その内容を解答すること
- (2) 他人に解答を聞き、その内容を解答すること、または他人に解答を教え解答させること
- (3) 持込み許可のないメモや授業資料等を持ち込み、その内容を解答すること
- (4) 机上や壁面および身体等に予め試験に関する内容を書き残し、その内容を解答すること
- (5) 携帯電話等の電子機器に予め試験に関する内容を記録・保存し、その内容を解答すること
- (6) 携帯電話等の電子機器を用いて第三者と試験内容に関する情報交換を行い、その内容を解答すること
- (7) 携帯電話等の電子機器を用いてインターネット上で定期試験等に関することを検索し、その内容を解答すること
- (8) 他人の解答紙と交換すること
- (9) 他人に受験させたり、他人に代わって受験したりすること
- (10) その他、成績評価の公平性を損なうとみなされる行為を行うこと

3. 不正行為に準ずる行為

不正行為に準ずる行為とは、不正行為と比べ悪質性がなく、懲戒の量定が低いと判断できる行為をいい、次のとおり定める。

- (1) 他人の解答紙を覗き見るような行為
- (2) 持込み許可のないメモや携帯電話等の所持
- (3) 定期試験等実施中の私語
- (4) 解答紙集計中の離席、退室等監督者の指示に従わない行為
- (5) その他、不正行為に比べ悪質性が低い行為

#### 4. 懲戒等

不正行為を行った場合は有期停学又は無期停学とし、不正行為に準ずる行為を行った場合は有期停学、訓告又は厳重注意等とする。懲戒の量定は不正行為等の悪質性や反復性等を考慮の上、決定する。

## 懲戒等の量定基準

懲戒等の対象となる行為	懲戒処分			厳重注意等 (家庭学習、教育指導などを含む)
	退学	停学	訓告	
1) 法律に抵触する非違行為 <sup>※1</sup>	○	○	○	
2) 交通事故、違反	○	○	○	○
3) 試験における不正行為		○	○	○
4) 飲酒・喫煙およびそれらのほう助 <sup>※2</sup>		○	○	○
5) コンピュータ・インターネットの不正利用 <sup>※3</sup>	○	○	○	○
6) SNSの不適切な利用 <sup>※4</sup>		○	○	○
7) その他、学校の秩序を乱す行為、学校の名誉・信用を失墜させる行為	○	○	○	○

※1 殺人、強盗、強姦、放火、薬物犯罪、詐欺、恐喝、脅迫、過失傷害、わいせつ行為、ストーカー行為 等

※2 20歳以上の者も対象とする（専攻科生の飲酒・喫煙については懲戒等の対象としない）

※3 データ盗用・改ざん・転売、サイバー恐喝、不正アクセス、著作権侵害、非合法ギャンブル、なりすまし 等

※4 名誉棄損・侮辱に該当する行為、肖像権を侵害する行為、ストーカー行為 等

3), 4), 6)の行為についても悪質性や状況によっては退学も含めた処分を行うことがある。